ソフトウェア使用許諾契約書

公益社団法人土木学会(以下「甲」という)は、当該ソフトウェアである舗装管理システム及び橋梁管理システム(以下合せて「本ソフト」という)を利用する方(以下「乙」という)に、以下の条件で本ソフトの使用を許諾します。

(契約の成立)

第1条 乙が本ソフト及び操作マニュアル(以下「本ソフト等」という)をダウンロードするには、 本契約の締結に同意する必要があります。ダウンロードしたとき、本契約は成立し効力を生 ずるものとします。なお、本契約の対象となる本ソフト等には、甲が乙に提供するバージョ ンアップ版も含まれます。

(著作権の帰属)

- 第2条 本ソフト等に関する著作権等の知的財産権は、すべて甲に帰属します。 本契約の締結により、本ソフト等の著作権が甲から乙に移転するものではありません。 (使用権の許諾)
- 第3条 甲は乙に対し、本契約の条項に従って、本ソフト等を使用する非独占的な権利を許諾します。 (禁止事項)
- 第4条 本ソフト等は、地方公共団体の舗装や橋梁のマネジメントシステムを確立するための一助として無償で公開するものであるため、乙は本ソフト等及びカスタマイズしたソフトを含めて、第三者へのこれらソフトの使用を許諾し、又は第三者に対しこれらソフトを販売、貸与若しくはリースすることはできません。

(免責)

第5条 甲は、本ソフト等の正確性・完全性を保証するものではありません。また、本ソフト等の使用によって、乙又は第三者に損害が生じた場合であっても、甲並びに本ソフトの製作者であるリテックエンジニアリング株式会社は、損害賠償その他一切の責任を負いません。

(カスタマイズ)

第6条 本ソフト等をカスタマイズする場合、乙の自己責任のもとで行ってください。 カスタマイズや点検結果の入力等を委託される場合は、本ソフト等の製作者であるリテッ クエンジニアリング株式会社にお問い合わせ下さい。お問い合わせの内容によっては有償 になることがあります。お問い合わせのメールアドレスは kanri_system@retec.co.jp です。 なお、カスタマイズした場合の著作権は、カスタマイズした部分に限定して乙に帰属すると します。

(情報の管理)

第7条 乙は、本契約の履行及び本ソフト等に関連する乙に対する各種ご案内等(バージョンアップ情報の提供を含む。)のため、乙の情報を甲、および本ソフト等の製作者であるリテックエンジニアリング株式会社が取得・管理し、利用できることに同意します。

(契約の終了)

- 第8条 1. 乙は、本ソフト等をコンピュータのハードディスク等の記憶装置及びメモリーからすべて消去することにより、本契約を終了させることができます。
 - 2. 甲は、乙が本契約のいずれかの条項に違反したときは、乙に通知の上、本契約を終了させることができます。

以上